

## 在宅にかかる費用 ～70歳以上の方の場合～



医療費自体は受ける医療の内容によって人それぞれ異なりますが、実際に支払う金額については健康保険によって、年齢や収入に応じて負担割合自己負担限度額の基準が設けられています。

年齢別で言うと、70歳未満の方と、70歳以上75歳未満の前期高齢者の方、75歳以上の後期高齢者の方という3段階に分けることができます。

70歳以上の前期高齢者及び後期高齢者の方における医療費の自己負担限度額についてご説明したいと思います。

平成20年3月まで、75歳以上の方および65歳から74歳までで一定の障害がある方は老人保健医療受給者証の対象でしたが、平成20年4月1日より後期高齢者医療制度の対象となりました。自己負担割合は1割（現役並みの所得は3割負担）と変わりありませんが、保険料は変更となります。70歳以上75歳未満の高齢者受給者証の対象者は、平成20年4月1日より2割負担になる予定でしたが、1年据え置かれ1割負担のまま（現役並み所得者は3割負担）になります。先日の発表では、さらにもう1年、平成22年3月まで1割負担のまま据え置かれることになりました。

### 70歳以上の方の自己負担と高額療養費

70歳以上の方にも1ヶ月あたり医療費の自己負担限度額があり、所得に応じて3段階に分かれています。一般の所得の方で¥12,000が自己負担限度額となります。医療費の1割が¥12,000を超えた場合に適用となり、窓口支払いが¥12,000までとなります。たとえば、¥300,000の医療費がかかったとして1割負担であれば本来¥30,000の請求があるはずですが、自己負担限度額で決められた¥12,000を超えているので、実際の請求額は¥12,000となります。なお、医療費で限度額を超えている場合、院外処方された薬剤費についても、後日返還されることになっています。

	自己負担割合	1ヶ月あたりの自己負担限度額
現役並み所得者	3割	44,400円
一般	1割	12,000円
	※2割	※24,600円
低所得者(住民税非課税)	1割	8,000円

※平成21年4月1日より前期高齢者（70～74歳）に適用される予定でしたがさらにもう1年据え置かれることになりました。

在宅医療をするにあたり経済的問題は、介護の問題と同様に、もっと重要な要素のひとつといえます。その中でも医療費の割合は高く、より負担を軽減するためにも、利用できる制度は極力利用することをおすすめします。